

岩美町子育て世帯等住宅新築・リフォーム資金助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町子育て世帯等住宅新築・リフォーム資金助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関し、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付)

第2条 町は、自らが町内に定住する目的で新築工事、リフォーム工事又は建売住宅の購入をする者に対し、その費用の一部を助成することにより、子育てを行う町民等が安心して快適に暮らすための住環境整備を促進するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内において本助成金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 現に町内に住所を有し、又は助成金請求時に町内に住所を有する者をいう。
- (2) 新築工事 住宅を新たに建築する工事をいう。
- (3) 建売住宅 宅地建物取引免許業者が販売する住宅（建築完了の日から1年以内のもので、人の居住の用に供したことがない住宅に限る。）をいう。
- (4) リフォーム工事 住宅の修繕、補修、模様替えその他住宅の機能の維持・向上のために行う改築、増築及び設備等工事をいう。

(交付対象者)

第4条 本助成金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者で、別表に定める者とする。

- (1) 町民であること。
- (2) 本人及び世帯員が、町税、税外収入金その他本町の歳入となるべきものを滞納していないこと。ただし、滞納がある場合で、分割納付を誓約どおり履行しているなど、誠実性が認められる場合は除く。（申請時に町外に住所がある場合又は申請日の属する年の前年の1月1日に町外に住所がある場合は、本人及び世帯員が納税義務を負う前住所地である市区町

村において税金の滞納がないこと。)

(交付対象住宅)

第5条 本助成金の交付の対象となる住宅は、別表に定める住宅とする。

(交付対象事業)

第6条 本助成金の交付の対象となる事業は、別表に定める事業とする。

(交付対象経費)

第7条 本補助金の交付の対象となる経費は、別表に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該新築及びリフォーム工事について町が実施する他の助成制度と重複する場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条に規定する瑕疵担保責任の範囲と認められるリフォーム工事は、交付の対象としない。

(施工業者)

第8条 本助成金の対象となるリフォーム工事の施工業者は、次の各号のいずれかに該当する法人又は個人とする。

(1) 町内に事業所を有する法人であって、岩美町の法人町民税が課せられているもの

(2) 町内に事業所を有する個人であって、岩美町に住民登録しているもの

(交付額)

第9条 本助成金の交付額は、次のとおりとする。

(1) 新築工事又は建売住宅購入 20万円とする。ただし、次の表の各交付対象区分に該当する場合は、それぞれ表に定める額とする。

交付対象区分	助成額
ア 世帯員のいずれかが40歳以下の夫婦のみの世帯（若者世帯）	50万円
イ 18歳以下の子ども（18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子ども。ただし、18歳を超えている場合においても、高等学校在学者は対象とする。）を養育する世帯	50万円

(子育て世帯)	
ウ 同一世帯内に子夫婦とその親が居住している世帯又は3世代以上の世帯員が居住する世帯(多世代同居世帯)	50万円
エ 町内事業者が施工又は販売するもの(建売住宅購入にあっては、町外事業者が販売業者である場合は当該住宅の主たる建築請負業者が町内事業者であること。)	50万円
オ 上記ア～ウのいずれかで、エに該当する場合	70万円

(2) リフォーム工事 当該リフォーム工事に要する費用の100分の10以内の額とし、その上限は10万円とする。ただし、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する世帯に属する場合は、100分の15以内の額とし、その上限は15万円とする。

ア 世帯員のいずれかが40歳以下の夫婦のみの世帯(若者世帯)

イ 18歳以下の子ども(18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子ども。ただし、18歳を超えている場合においても、高等学校在学者は対象とする。)を養育する世帯(子育て世帯)

ウ 同一世帯内に子夫婦とその親が居住している世帯又は3世代以上の世帯員が居住する世帯(多世代同居世帯)

2 前項2号の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第10条 本助成金の交付を申請しようとする者は、事業着手前に岩美町子育て世帯等住宅新築・リフォーム資金助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、申請時期については、町長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

(1) 当該事業にかかる見積書の写し

(2) 新築工事にあつては工事請負契約書の写し

(3) 建売住宅購入にあつては建売住宅売買契約書の写し

(4) 建売住宅購入にあつては、申請時にすでに建築が完了して

いる場合は建築完了の日を確認できる書類（建築確認が必要な建築行為の場合は検査済証の写し。建築確認が不要でない建築行為の場合は、販売業者が建築完了の日を証明する書類。）

- (5) 建売住宅購入にあつては、町外事業者が販売業者であり当該住宅の主たる建築請負業者が町内事業者である場合はそれを証明する書類
 - (6) 申請者及び世帯員全員の住民票（謄本）
 - (7) 世帯員報告書（様式第2号）
 - (8) 町税、税外収入金その他本町の歳入となるべきものに滞納がないことの確認調査を行うことへの同意書（様式第3号）
 - (9) 申請時に町外に住所がある場合又は申請日の属する年の前年の1月1日に町外に住所がある場合は、本人及び世帯員が納税義務を負う前住所地である市区町村において税金の滞納がないことを証明する書類
 - (10) 当該事業着手前の現場又は工事箇所の写真
 - (11) 申請建物の位置図
 - (12) 新築工事又は建売住宅購入にあつては申請建物の平面図及び立面図
 - (13) その他町長が必要と認める書類
- （交付決定）

第11条 町長は、規則第6条の規定により交付決定を行うときは、岩美町子育て世帯等住宅新築・リフォーム資金助成金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 前項の規定により交付決定通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、速やかに当該事業を実施するものとし、規則第12条の規定による事業着手に係る届出書の提出は要しないものとする。

（事業の変更等）

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、岩美町子育て世帯等住宅新築・リフォーム資金助成金変更申請書（様式第5号）によりあらかじめ町長の承認を得なければならない

- (1) 本助成金の増額
- (2) 本助成金の2割を超える減額
- (3) 本助成金の助成対象経費の内容変更

(事業の完了報告)

第13条 助成決定者は、新築工事又は建売住宅購入にあつては、当該事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定があつた日の属する年度の翌年度の3月30日のいずれか早い日までに、リフォーム工事にあつては、当該事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定があつた日の属する年度の翌年度の9月30日のいずれか早い日までに、岩美町子育て世帯等住宅新築・リフォーム資金助成事業完了報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 当該事業に要した経費の領収証の写し

(2) 当該事業完了後の現場又は工事箇所の写真

(3) 新築工事又はリフォーム工事にあつては岩美町子育て世帯等住宅新築・リフォーム工事完了証明書(様式第7号)

(4) 建売住宅購入にあつては建築完了の日を確認できる書類。

(建築確認が必要な建築行為の場合は検査済証の写し。建築確認が必要でない建築行為の場合は、販売業者が建築完了の日を証明する書類。)ただし、申請時にすでに提出している場合は必要ないものとする。

(5) 新築工事又は建売住宅購入にあつては登記事項証明書

(6) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の報告を受けたときは10日以内に検査を行い、当該事業が決定内容に従って遂行されていると認めたときは、交付すべき助成金の額を決定し、岩美町子育て世帯等住宅新築・リフォーム資金助成金交付確定通知書(様式第8号)により速やかに助成決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第14条 助成決定者が助成金の支払いを請求するときは、岩美町子育て世帯等住宅新築・リフォーム資金助成金請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求を受けた日から30日以内に助成金を支払うものとする。

(交付の取消し又は返還)

第15条 町長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、住宅新築・リフォーム資金助成取消通知書(様式第10

号)により助成の交付決定を取消し、又はすでに交付した助成金を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成の交付決定を受けたとき

(2) 助成の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(3) 助成対象事業が町長の定める期限内に完了しないとき

(4) リフォーム工事において、当該工事に要した費用が10万円に満たなかったとき

(5) 本助成事業を受けて新築した住宅又は購入した建売住宅を、助成金の交付を受けた日から5年未満で取壊し、貸与又は売却したとき。

(6) 本助成事業を受けて新築した住宅又は購入した建売住宅から、助成金の交付を受けた日から5年未満で転居又は転出したとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、令和3年3月31日限りその効力を失う。ただし、新築工事における助成で期限内に工事請負契約して申請されたもの、リフォーム工事における助成で期限内に申請されたものについては同日以降もその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、新築工事における助成で期限内に工事請負契約して申請されたもの又はリフォーム工事における助成で期限内に申請されたものについては同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表

交付対象事業区分	交付対象者	交付対象住宅	交付対象経費
新築工事	新築工事又は建売住宅購入において、従前の岩美町住宅新築・リフォーム資金助成事業実施要綱又は本要綱に基づく助成金の交付を受けていない者で、本助成事業を受けて新築した住宅に助成金交付後5年以上居住する者であること。	自己が居住する目的で町内に新築する住宅で、助成金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の3月30日までに工事を完了するもの。(別荘等一時的に使用するもの、賃貸、販売等営利を目的とするもの及び倉庫等は除く。)	新築工事にかかる費用。(居住の用に供する部分に係るものとし、土地の購入等に要する経費は除く。)
建売住宅購入	新築工事又は建売住宅購入において、従前の岩美町住宅新築・リフォーム資金助成事業実施要綱又は本要綱に基づく助成金の交付を受けていない者で、本助成事業を受けて購入した住宅に助成金交付後5年以上居住する者であること。	自己が居住する目的で購入する町内の建売住宅で、建築完了の日から1年以内のもの又は助成金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の3月30日までに工事を完了するもの。(別荘等一時的に使用するもの、賃貸、販売等営利を目的とするもの及び倉庫等は除く。)	建売住宅の購入費。(居住の用に供する部分に係るものとし、土地の購入等に要する経費は除く。)
リフォーム工事	リフォーム工事において本要綱に基づく助成金の交付を受けたことがある場合は、交付を受けた日(複数回交付を受けている場合は最後に交付を受けた日)から5年を経過した者であること。	自己が居住するため所有する住宅。(別荘等一時的に使用するもの、賃貸、販売等営利を目的とするもの及び倉庫等は除く。)本要綱に基づく助成金の交付を受けたことがある場合は、交付を受けた日(複数回交付を受けている場合は最後に交付を受けた日)から5年を経過した住宅であること。ただし、当該住宅を3親等以内の親族以外の者が所有することになった場合は、前所有者が受けた交付について考慮しない。	工事にかかる費用が10万円以上であり、助成金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の9月30日までに工事を完了するリフォーム工事のうち、次のアからウのいずれかに該当するもの。 ア 住宅の修繕、補修又は増改築 イ 壁紙の張り替え又は屋根若しくは外壁の塗り替え等の住宅の模様替えのための工事 ウ その他当該住宅に附属する設備等で町長が必要と認めるもの